

## CONTENTS

当金庫の概要	P1
上越信用金庫のあゆみ	P2
内部管理基本方針・ リスク管理体制について	P3
コンプライアンス体制について・ 金融ADR制度への対応	P4
総代会について	P5
事業性評価に基づく課題解決型 (地域密着型) 金融への取組み状況	P7
中小企業の経営改善及び地域の 活性化のための取組み状況	P8
貸借対照表	P9
貸借対照表・注記	P10
損益計算書等	P13
預金業務等	P14
貸出金業務等	P15
有価証券等	P16
リスク管理債権等	P18
自己資本の充実の状況 (定性的な事項)	P19
(定量的な事項)	P21
経営分析	P24
店舗のご案内	P26
役員紹介・組織図	P27

上越信用金庫を  
ご理解  
いただくために

# ディスクロージャー誌

## 2024 上越信用金庫の現状

2023.4.1 - 2024.3.31

## 経営理念

地域金融機関として、地域社会の繁栄を願い、人々の夢の実現と中小企業の発展に貢献する。

## 基本方針

1. 「共存共栄」「相互扶助」の原点に立ち地域からの信頼に応えます。
2. 「健全・公正」な経営を維持し地域の未来を創造します。
3. 「信用」を第一の宝としお客様の視点に立って考えます。
4. 奉仕の心とチャレンジ精神豊かな「人材」を育成します。

## 当金庫の概要

- 創立年月日 大正14年7月7日
- 設立年月日 平成16年1月19日  
(直江津信用金庫・高田信用金庫合併)
- 出 資 金 7億2千2百万円
- 預金・積金 2,199億円
- 貸 出 金 721億5百万円
- 会 員 数 16,364名
- 自己資本比率 13.64%
- 店 舗 数 14店舗
- 常勤役員数 153名
- 営 業 地 域 上越市・妙高市・糸魚川市・十日町市・柏崎市(米山町、大字大平、大字大清水、大字笠島、大字葎野、大字高畔、大字青海川、大字上輪、大字上輪新田)



## 3か年経営計画の目指すべき姿

「地域に必要とされ、選ばれる金融機関」になる。

## 3か年経営計画の方針

金庫の持続可能性を高め、地域の繁栄と職員の幸せを目指す。

## 主な事業内容

- 1 預金及び定期積金の受入れ
- 2 資金の貸付け及び手形の割引
- 3 為替取引
- 4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
  - ①債務の保証又は手形の引受け
  - ②有価証券(⑤に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
  - ③有価証券の貸付け
  - ④国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
  - ⑤金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証券の取得・譲渡に係る付随業務)
  - ⑥短期社債等の取得又は譲渡
  - ⑦次に掲げる者の業務の代理
    - 株式会社日本政策金融公庫
    - 独立行政法人住宅金融支援機構
    - 日本銀行
    - 年金積立金管理運用独立行政法人
    - 独立行政法人農林漁業信用基金
    - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
    - 東日本建設業保証株式会社
    - 一般社団法人しんきん保証基金
    - 一般社団法人全国石油協会
    - 公益社団法人全国市街地再開発協会
    - 公益財団法人不動産流通推進センター
    - 独立行政法人福祉医療機構
    - 独立行政法人勤労者退職金共済機構
  - ⑧次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
    - イ 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
  - ⑨信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
    - 信金中央金庫
    - 株式会社りそな銀行
  - ⑩国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
  - ⑪有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
  - ⑫振替業
  - ⑬両 替
  - ⑭デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(⑤に掲げる業務に該当するものを除く。)
  - ⑮金融等デリバティブ取引(⑤及び⑭に掲げる業務に該当するものを除く。)
  - ⑯ファイナンス・リース取引の媒介(会員又はこれに準ずる者として信用金庫法施行規則で定めるもののためにするものに限る。)
  - ⑰金の取扱い
- 5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
- 6 法律により信用金庫が営むことができる業務
  - ①保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
  - ②当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売業務等
  - ③高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
  - ④電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

# 上越信用金庫のあゆみ

## 大正

- 14. 7. 7 有限責任直江津町信用組合の設立認可を得る
- 12. 1 業務開始

## 昭和

- 19. 10. 25 市街地信用組合法により直江津信用組合と称す
- 24. 12. 8 古城支所開設
- 26. 10. 31 信用金庫法の施行に伴い改組、直江津信用金庫となる
- 28. 11. 16 柿崎支店 開設
- 29. 3. 31 預金量1億円達成
- 4. 21 内国為替取引業務取扱開始
- 33. 3. 11 外郭団体「信友会」発足
- 35. 10. 31 大湯支店 開設
- 39. 4. 1 新潟県収納代理店の指定を受ける
- 42. 10. 30 本店現在地に新築移転
- 44. 3. 31 預金量50億円達成
- 46. 5. 26 春日支店 開設
- 48. 8. 17 預金量100億円達成
- 49. 9. 12 名立出張所（現：名立支店）開設
- 50. 10. 19 創立50周年記念式典挙行
- 53. 12. 22 日本銀行と当座取引開始
- 54. 10. 2 浦川原支店 開設
- 12. 20 日本銀行と歳入代理店契約締結
- 55. 10. 6 有田支店 開設
- 56. 7. 7 五智支店 開設
- 58. 7. 7 能生支店 開設
- 60. 6. 5 昭和町支店 開設

## 平成

- 1. 6. 1 両替業務取扱開始
- 7. 10. 26 創立70周年を祝う会開催
- 8. 3. 31 預金量1,000億円達成
- 9. 10. 13 松代支店 開設
- 13. 3. 5 投資信託窓口販売業務取扱開始
- 4. 2 損害保険窓口販売の業務開始
- 10. 1 生命保険窓口販売の業務開始
- 15. 6. 2 商工貯蓄共済事業幹旋融資取扱開始
- 6. 12 個人向け国債取扱開始
- 8. 20 直江津信用金庫・高田信用金庫合併契約書調印
- 16. 1. 19 合併により「上越信用金庫」スタート
- 17. 6. 13 個人向けインターネットバンキングの取扱開始
- 18. 4. 20 営業支援ローン「どんと：請い」1,000の取扱開始
- 5. 17 「地域振興資金：元気」の取扱開始
- 7. 3 カードローン「しんさんきゃっする」の取扱開始
- 10. 10 「ちょい得 ポイントサービス」の取扱開始
- 19. 10. 9 店舗統廃合の実施（「犀湯支店」「本町支店」「城南支店」「城東支店」廃止）
- 21. 4. 1 WEB-FBにおける「電子証明書認証」サービスの取扱開始
- 4. 2 しんさん携帯電子マネージャーサービス（Edy）とネット口座振替受付サービスの取扱開始
- 11. 24 有田支店、新築移転
- 12. 4 「金融円滑化法」に基づく貸出条件変更の積極的対応開始
- 22. 5. 7 しんさん経営相談会の受付開始
- 8. 2 「金融円滑化対応特別資金」「貸金業法改正対応特別資金」の取扱開始
- 10. 1 エコマイカーローン「カーライフプラン・エコ」の取扱開始
- 23. 3. 18 震災被害に係る「災害復旧支援融資」の取扱開始
- 24. 2. 19 「休日ローン相談会」の受付開始
- 12. 3 当座貸越専用口座「スマート」の取扱開始
- 25. 1. 4 「教育カードローン」「リフォームプラン・エコ」の取扱開始
- 1. 7 インターネットからの個人ローン仮審査申込の開始
- 2. 18 「でんさいサービス」の取扱開始
- 6. 3 年金受給者向けホームセキュリティ「セコム見守りサービス」の取扱開始
- 6. 3 「相続定期預金」の取扱開始
- 9. 2 車検サポート定期預金「WINカー」の取扱開始
- 9. 6 「教育資金一括贈与専用普通預金」の取扱開始
- 9. 10 全国保証(株)保証付住宅ローン「あっとほー夢 “z”」取扱開始
- 10. 1 「合併10周年マイカーローン特別キャンペーン」の実施
- 11. 1 「合併10周年記念懸賞付定期預金キャンペーン」の実施
- 26. 6. 20 信金中金代理貸付「ハイパー500」の取扱開始
- 10. 1 「しんさんファミリーサポート定期預金」の取扱開始
- 10. 15 「職域サポートローン」及び「職域サポートカードローン」の取扱開始
- 11. 1 「北陸新幹線開業記念定期預金」の実施
- 27. 5. 20 信金中金代理貸付「ハイパーL」の取扱開始
- 7. 1 (一社)しんさん保証基金「空き家解体費用」の取扱開始
- 7. 1 「就業不能保障保険付・3大疾病保障特約付団信」の取扱開始
- 7. 13 上田信用金庫と業務提携
- 10. 1 上越信用金庫・上田信用金庫業務提携企画「マイカーローンキャンペーン」の実施
- 11. 2 上越市と包括連携協定を締結
- 28. 4. 25 大学前支店新築移転オープン
- 5. 23 平準払終身保険「ふるはーとF」、平準払定額個人年金保険「たのしみ未来」の取扱開始
- 7. 1 女性向け個人ローン「カーライフプランfor Ladies」の取扱開始

## 旧高田信用金庫のあゆみ

### 大正

- 6. 6. 26 産業組合法による有限責任力行信用組合設立
- 7. 3. 14 名称を有限責任高田信用組合と変更
- 12. 4. 23 有限責任高田市在郷軍人信用組合設立
- 14. 10. 5 両信用組合を解散、新たに有限責任高田興業信用組合として再発足

### 昭和

- 3. 6. 26 事務所を本町三丁目に移転
- 13. 2. 23 名称を有限責任高田市信用組合に変更
- 18. 7. 14 市街地信用組合法による高田市信用組合に移行
- 26. 10. 20 信用金庫法の施行に伴い高田市信用金庫と改組改称
- 31. 7. 1 稲田支店 開設
- 39. 9. 10 名称を高田信用金庫に変更
- 41. 6. 10 城北支店 開設
- 44. 10. 14 南支店 開設
- 54. 8. 27 糸魚川支店 開設
- 58. 4. 5 大学前支店 開設

- 8. 1 上越信用金庫・上田信用金庫業務提携企画「マイカーローンキャンペーン」の実施
- 11. 1 「ウィンターキャンペーン定期預金」の実施
- 12. 1 小規模企業者カードローン「mini」の取扱開始
- 29. 1. 25 糸魚川市大規模火災による災害特別融資の取扱開始
- 3. 1 上越信用金庫・上田信用金庫業務提携企画「マイカーローンキャンペーン」の実施
- 4. 3 名立支店新築移転オープン
- 6. 1 フリーローン「ときめきローン」の取扱開始
- 6. 15 「上越市立新水族博物館応援定期預金キャンペーン」の実施
- 12. 7 「個人向け国債キャンペーン」の実施
- 30. 2. 1 上越信用金庫・上田信用金庫業務提携企画「マイカーローンキャンペーン」の実施
- 7. 1 大型フリーローン「かがやき」の取扱開始
- 7. 17 昭和町支店新築移転オープン
- 10. 1 業務災害補償保険「ビジネスプラン」取扱開始
- 12. 3 「業務災害総合保険」取扱開始

## 令和

- 1. 5. 7 外貨建一時払終身保険「ふるはーと」ロードグローバルの取扱開始
- 外貨建個人年金保険「たのしみグローバル」の取扱開始
- 6. 10 がん保険「&LIFEがん保険スマート」の取扱開始
- 7. 10 Web完結ローン「しんさんカードローン」・「ときめきローン」の取扱開始
- 9. 2 電力会社切替紹介をミツウロコグリーンエネルギー(株)と契約、取扱開始
- 10. 1 イブニング相談会の開催を開始（休日ローン相談会を終了）
- 10. 7 介護補償等を含む「標準傷害保険」の取扱開始
- 10. 16 台風19号発生に伴う「災害復旧ローン」の取扱開始
- 12. 16 マルチQRコード決済サービス「スターペイアプラス」取扱開始
- 12. 30 通帳アプリ取扱開始
- 2. 2. 1 教育資金・自動車関連資金「春の応援キャンペーン」の実施
- 3. 1 「マイホームご相談キャンペーン」の実施
- 4. 5 「新型コロナウイルスに関する休日相談」開始
- 7. 1 上越しんさん奨学ローン「ふるさと・未来応援団」取扱開始
- 9. 1 医療保険「メディカルKitR」取扱開始
- 9. 1 がん保険「がん診断保険R」取扱開始
- 3. 2. 15 マイカーローン・教育ローンWEB完結取扱開始
- 9. 1 住宅ローンWEB申込取扱開始
- 10. 1 介護保険「あんしんねんさん介護R」取扱開始
- 4. 1. 31 寄付つき融資「SDGs応援融資“希望”」取扱開始
- 6. 17 三井住友海上保険株式会社との間でSDGsに関する包括連携協定を締結
- 11. 1 介護保険「しっかり頼れる介護保険」取扱開始
- 12. 1 ビジネスフリーローン「Jタッグ」取扱開始
- 5. 8. 7 はれまち支店開設
- 10. 1 マスコットキャラクター「上杉の信ちゃん」登場
- 11. 6 医療保険「あんしん治療サポート保険R」の取扱開始
- 11. 20 「合併20周年記念 上杉の信ちゃん定期預金キャンペーン」の実施
- 6. 2. 13 マイカーローン「合併20周年記念特別金利キャンペーン」の実施
- 3. 1 指定通貨建個人年金保険「たのしみ未来グローバル」取扱開始

# 内部管理基本方針・リスク管理体制について

## ◆内部管理基本方針

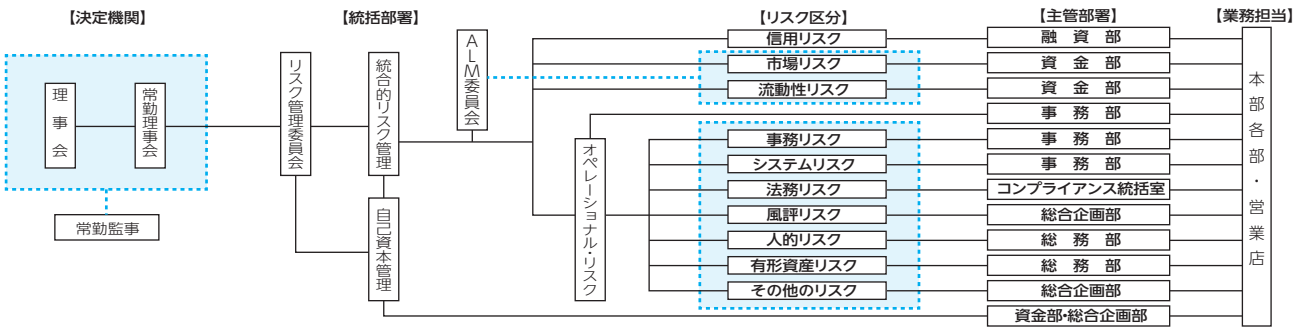
当金庫は、信用金庫法ならびに同法施行規則に基づき、「理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制」を「内部管理基本方針」として定めております。

## ◆リスク管理体制について

当金庫では、地域の協同組織金融機関として地域に貢献していくに当たり、高度化・複雑化するさまざまなリスクを総合的に捉え、経営体力（自己資本）に見合ったリスクテイクとコントロールを行う「統合的リスク管理態勢」を強化することで、適正収益の確保と自己資本の充実を図り、経営の健全性を維持してまいります。

また、より一層の体制強化を図るため、統合的リスク管理に係る「管理体制」や「管理手法」を定めた管理方針・規程等に基づき、リスク管理委員会等を組織するとともに、リスク毎に主管部署及び関連部署を定め、これら関係部署が連携して管理することで、リスク管理体制の充実に努めております。

## ◆統合的リスク管理体制組織図



## ◆リスクの種類と管理について

### 信用リスク

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により融資の回収（元金、利息）が困難になり、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、営業推進部門と融資審査部門を分離するとともに、相互牽制に基づく厳格な審査体制を構築し、健全な審査管理業務の運営に努めております。また、お取引先の業況把握や経営支援を行うとともに、厳格な資産査定を実施し、適正な償却・引当を行っております。

### 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場の変動要因により、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、ALM委員会を設置し、金利、為替、株式などの市場変動による収益への影響を予測、分析することで、安定的かつ効率的な資産・負債管理に努めております。

### 流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ預金の払出し等により、必要な資金の確保ができず資金繰りが困難になったり、あるいは、市場の混乱等で著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。当金庫では、資金の調達・運用状況を常に把握し、安定的な資金繰りを行うため、適正な支払準備資産を確保しております。

### オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外的な事象により損失を被るリスクをいいます。具体的には、事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスク・人的リスク・有形資産リスク等があげられます。

#### ・事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、日々の中で発生する事務リスク発生事象を収集するとともに、これら集積データを分析し、再発防止策を講じることで事務リスク顕在化の未然防止に努めております。

#### ・システムリスク

コンピュータシステムの障害または誤作動等、システムの不備に伴い損失を被るリスク、さらに、コンピュータの不正使用、顧客データ等の紛失、破壊、改ざん、漏洩等により損失を被るリスクをいいます。当金庫が加盟するしんきん共同センターでは、通信回線の二重化及びバックアップセンターの設置など、災害発生時のオンラインシステムの確保に万全を期しております。また、お客様の情報を適切に保護するため「情報資産保護に関する基本方針」に基づき各種の情報管理規程を制定しているほか、庫内ネットワーク上のファイルやデータを暗号化する「情報セキュリティシステム」を導入するなど、システムリスクに対する万全な管理体制を整えております。

#### ・法務リスク

金庫経営や金庫取引等において、法令、規則及び社会的、倫理的規範等に違反する行為、並びにその恐れのある行為が発生することにより信用の失墜を招き、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、より強固な法令遵守体制を確保するためコンプライアンス委員会を設置し、営業店の指導・検証を実施することで、役職員の法令遵守の徹底を図り、企業倫理の確立と企業風土の醸成に努めております。

#### ・風評リスク

金融機関の資産の健全性や収益力、自己資本などのリスク耐余力、規模、成長性、利便性など金融機関の評判を形成する内容が劣化し、当金庫への安心度、親密度が損なわれることにより生じる風評や役職員や第三者の行為により生じた風評・その流布等によって、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、風評リスクが経営に与える影響の大きさを認識し、きめ細かな情報開示を行うことで、お客様との強固な信頼関係が構築できるよう体制を整備してまいります。また、お客様からの苦情・要望等については速やかに経営陣に報告する体制とし、役職員全員が共通認識を持って、スピーディーに対応することで信頼される企業づくりに努めております。

#### ・人的リスク

人事運営上の評価等に関する不公正やセクシュアル・ハラスメント等に関する差別的行為により、経営や業務運営に重大な支障をきたし、損失を被るリスクをいいます。当金庫では人事考課制度の導入などにより、厳正且つ公正な職場環境の整備に努めております。

#### ・有形資産リスク

災害等の事象から建物・什器設備等の資産の毀損や業務運営環境の質の低下等により損害を被るリスクをいいます。当金庫では有形資産を必要に応じて、適切に点検・補修等の管理を行うとともに、災害発生等の万が一の事態を想定し「危機管理計画書」を整備し、緊急時に備えております。

# コンプライアンス体制について・金融ADR制度への対応

## ◆コンプライアンス体制について

### －法令等遵守について－

当金庫は、お客様は勿論のこと、地域社会から高い信頼を得るため、経営の自己責任と公共的使命を踏まえ、法令及び庫内規程はもとより、社会規範や倫理に適った行動を理念として業務運営に努めております。

### －行動基準－

当金庫は、法令等遵守のため、次のコンプライアンス基本方針のもと、コンプライアンス規程を定め、行動の基準としております。

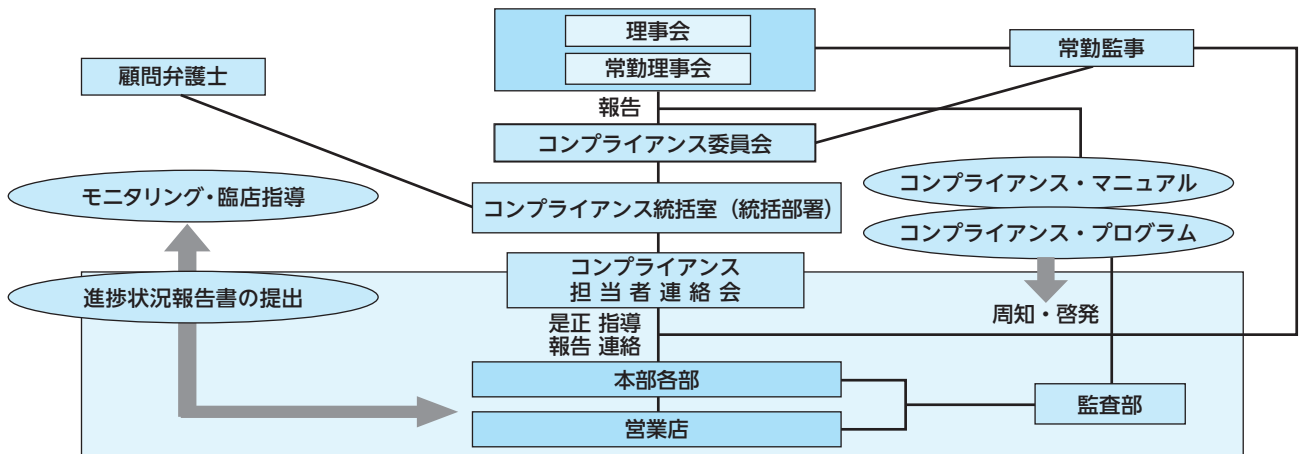
## コンプライアンス基本方針

- ① 私たちは、社会的責任と公共的使命を自覚し、健全な企業活動に努めます。
- ② 私たちは、法令等を遵守し、公正な業務運営に努めます。
- ③ 私たちは、反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で対応します。

### －コンプライアンスの推進－

当金庫は、コンプライアンスの実践のため、年度プログラムを策定するとともに、実行状況を分析・評価し、業務に反映させています。また、全役職員にコンプライアンス研修を計画的に履修させるほか、具体的な行動手引書（コンプライアンス・マニュアル）を配付し、法令等遵守に努めております。

### －コンプライアンス系統図－



## ◆反社会的勢力に対する基本方針

私ども上越信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備え、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては民事と刑事の両面から法的対応措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## ◆金融ADR制度への対応

### 【苦情処理措置】

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は26ページ参照）またはコンプライアンス統括室（電話：025-543-3184）にお申し出ください。

### 【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）ならびに新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス統括室」にお尋ねください。

## ◆総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、お客様満足度調査を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代会会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

## ◆総代の任期・定数とその選任方法

### (1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
  - ・総代の定数は、70人以上160人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、令和6年3月31日現在の総代数は92人で、会員数は16,364人です。

### (2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表者として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考を経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

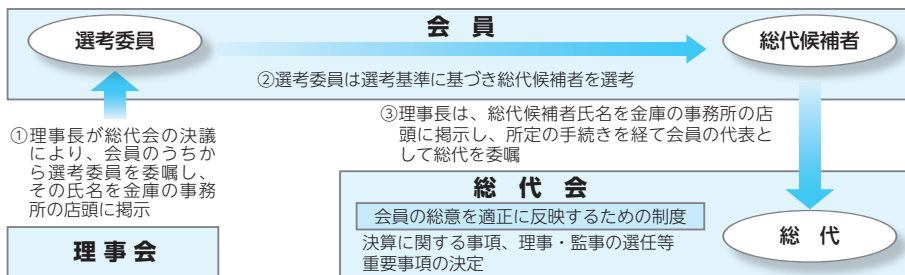
## ◆総代候補者選考基準

下記の要件を充足し、総代選考委員が適格と認めた人であること。

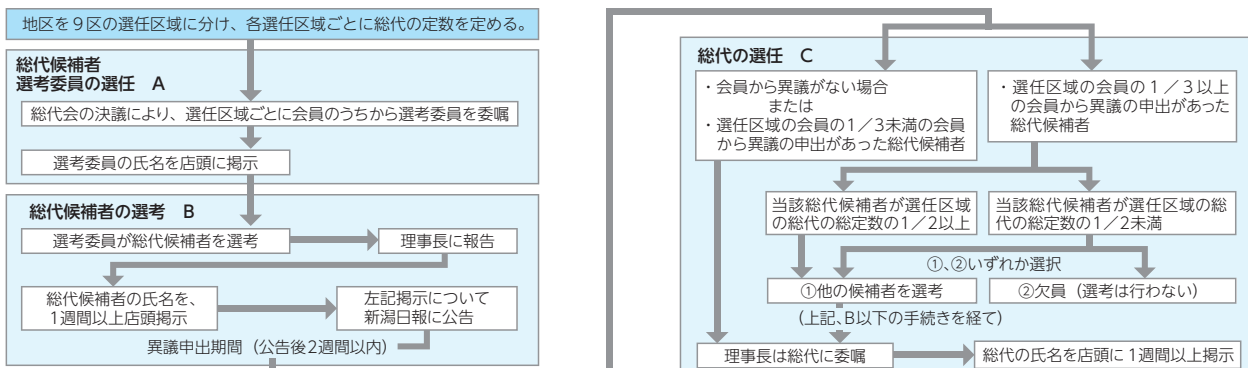
1. 当金庫の会員であること。
2. 就任時点で80歳を超えていない人であること。
3. 地域における信望が厚く、総代として相応しい見識を有している人であること。
4. 良識をもって正しい判断ができる人であること。
5. 人格、識見にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している人であること。

## ◆総代会の仕組み

<総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。>



## ◆総代が選任されるまでの手続きについて



◆通常総代会の決議事項

令和6年6月24日 第101期通常総代会において、次の事項が付議されました。

①報告事項

第101期 業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件  
 以上の内容を報告いたしました。

②決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 会員除名の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件

◆総代の氏名紹介

令和6年6月24日現在 総数91名

選任区域		人数	氏名
第1区	上越市（直江津地区）	11名	相澤 吉久 ⑦、稲垣 研二 ⑤、猪嶋 一男 ①、江口 修一 ⑦、 大嶋 正寛 ①、小林 正夫 ⑦、笹川 壽一 ②、高舘 徹 ①、 前川 秀樹 ②、山岸 匡之 ②、山崎 邦夫 ⑤
第2区	上越市（有田地区、 北諏訪地区、頸城地区）	11名	今川 義英 ⑦、内山 嘉一 ③、青海 一由 ③、太田 伸一 ③、 熊木 繁雄 ①、土橋 均 ①、野澤 一三 ③、萬羽 博文 ③、 福井 俊幸 ⑦、本山 和之 ③、山田 政彦 ⑤
第3区	上越市（春日地区）	9名	上石 秀一 ②、磯 久晴 ⑦、上野 光陽 ①、風間 正勝 ⑤、 宜春 智正 ②、清水 春良 ③、西山 俊彦 ③、馬場 照雄 ①、 和久井 衛 ②
第4区	上越市（高田地区西部、 和田地区）	11名	大嶋 喜久雄 ⑦、小倉 潔 ③、佐藤 信 ②、清水 信博 ②、 常谷 登 ①、高野 信平 ②、高橋 孫左衛門 ⑦、高林 清茂 ⑦、 松岡 敏宣 ⑦、山本 啓一 ②、横山 巨 ②
第5区	上越市（高田地区東部）	11名	飯塚 宏佳 ①、石倉 悟 ②、大島 伸彦 ③、岡庭 洋一 ⑦、 加藤 裕三 ③、高坂 光一 ①、町田 謙次 ⑦、真野 耕太郎 ③、 本山 秀樹 ③、山口 寿明 ②、山田 敏則 ③
第6区	上越市（桑取・谷浜地区、 金谷地区、名立地区）	8名	上野 猛 ③、大島 富士男 ③、小菅 江美 ①、竹田 宏 ④、 塚田 健一 ①、原田 秀樹 ②、古川 泰男 ③、宮越 拓矢 ①
第7区	上越市（新道地区、保倉地 区、諏訪地区、津有地区、 三郷地区、高土地区）	8名	梅川 政明 ③、荻原 潔 ③、清水 恵一 ⑦、高橋 正彦 ①、 立入 敏雄 ④、中島 浩一 ②、広瀬 真一 ③、福田 聖 ⑦
第8区	上越市（八千浦地区、 大潟地区、柿崎地区）	11名	五十嵐 敏夫 ②、佐藤 房一 ⑦、新貝 広太郎 ①、竹内 誠 ⑦、 西田 行宏 ①、三牧 好起 ①、室岡 賢一 ③、壘 昭美 ①、 森本 富治 ①、柳澤 宣行 ⑦、渡邊 義孝 ①
第9区	上越市（吉川地区、浦川原 地区、大島地区、安塚地 区、三和地区、牧地区、清 里地区、板倉地区、中郷地 区）、糸魚川市、十日町 市、妙高市、柏崎市	11名	池田 政広 ③、岩崎 弘明 ⑦、岩崎 広記 ①、大竹 文一 ①、 大月 伸一 ④、小野嶋 哲雄 ⑦、金子 元 ③、北井 吉雄 ⑦、 小嶋 修 ⑦、高澤 憲二 ②、竹田 義寛 ⑦

(注) 丸数字は総代の就任回数（合併後）

(敬称略)

〔総代の属性情報等別構成比〕

職業別：法人役員 86.8%、 個人事業主 12.0%、 個人 1.0%

年代別：70代以上 46.1%、 60代 38.4%、 50代 13.1%、40代 2.1%

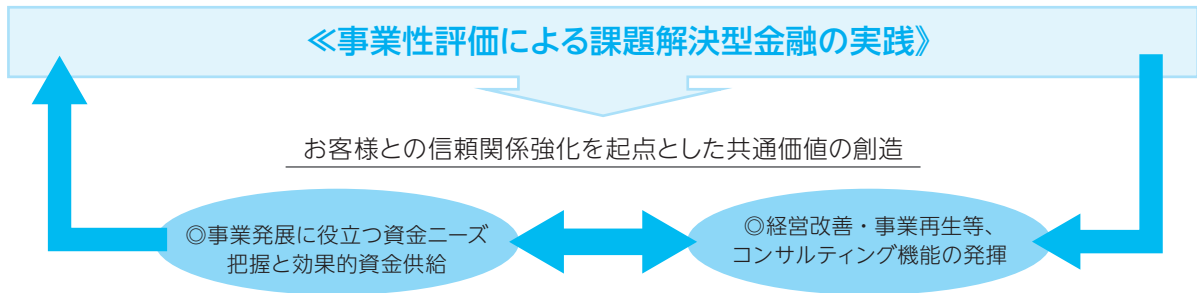
業種別：建設業 33.3%、製造業 16.6%、サービス業 11.1%、小売業 11.1%、卸売業 5.5%、飲食業 4.4%、不動産賃貸業 3.3%、電気工事業 3.3%、製材業 2.2%、医療 1.1%、運輸業 1.1%、教育業 1.1%、宗教法人 1.1%、宿泊業 1.1%、農業 1.1%、不動産業 1.1%、旅客運送業 1.1%

(注) 業種別の構成比は法人・法人代表者及び個人事業主に限る。

# 事業性評価に基づく課題解決型（地域密着型）金融への取組み状況

当金庫は、中小企業・小規模事業者の経営改善ならびに地域の活性化に向けて、活動方針に基づき、積極的な取組みをいたしました。

## 《取組み方針》



## I. 課題解決型（地域密着型）金融への取組み

当金庫は、中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の登録（関東財務局・関東経済産業局認定）により、地域経済や産業の現状と課題を認識・分析するとともに、様々なライフステージにあるお取引先ごとの事業内容や成長可能性を適切に評価（事業性評価）させていただき、地域の支援機関や外部専門機関・専門家との連携を図りながらコンサルティング機能の発揮に取組んでいます。

## II. 中小企業の経営支援に関する取組み

### 1. 創業・新規事業開拓の支援

※「創業塾」の共催

主催：上越商工会議所

共催：「上越市創業支援ネットワーク」、上越市、妙高市、糸魚川商工会議所、新井商工会議所

新潟県信用保証協会、関東信越税理士会高田支部

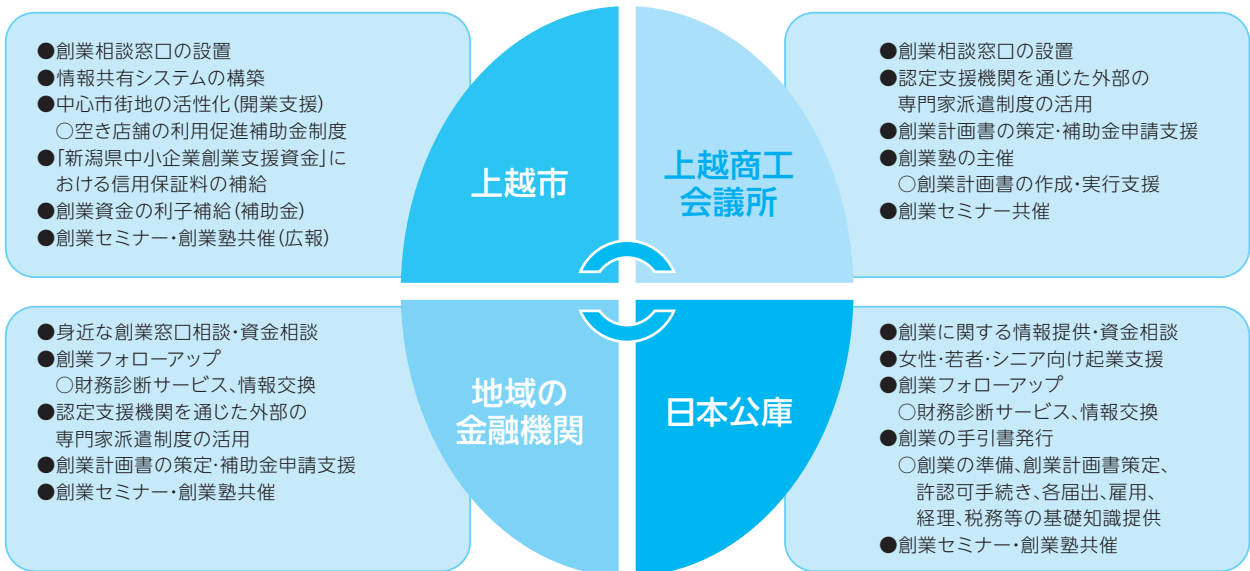
開催日：令和5年9月30日、10月7日、14日、11月11日、18日〔全5回〕開催時間：13：00～17：40

受講者：36名（昨年度72名）

当金庫は上越市、上越商工会議所、株式会社日本政策金融公庫高田支店、新潟県信用保証協会、上越市内の地域金融機関（株式会社第四北越銀行、株式会社八十二銀行、株式会社大光銀行、新潟県信用組合）と連携し、創業希望者への幅広い支援を行い、地域の活性化につなげるため「上越市創業支援ネットワーク」を組成しております。

上越市創業支援ネットワークは、創業・開業に関するセミナーや様々な課題を解決するための専門家相談、支援制度の情報提供等の経営サポートを行い、地域における開業率の向上、雇用の促進を図ってまいります。

○参考：令和5年度 当金庫の創業関連融資実行額 17先257百万円



### 2. 成長段階における支援

#### \* 持続的な成長・発展をサポート

・商談会・ビジネスパートナー紹介の取組み

〔令和5年度 各種マッチング参加先：36先〕

〔当金庫取引先間マッチング支援〕

〔信金中央金庫企画マッチング事業〕

〔上越ケーブルビジョン(株)販路開拓支援〕

〔長野しんきんビジネスフェア〕（長野信用金庫主催）

〔新潟県しんきん個別商談会〕（新潟県内9金庫共催）

〔ビジネスマッチング個別相談会in上越〕（上越商工会議所主催）

〔よい仕事おこしフェア〕（よい仕事おこしネットワーク主催※事務局：城南信用金庫）

通年対応

通年対応

通年対応

5月開催

9月開催

11月開催

11月開催



# 中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組み状況

- 各種補助金の申請支援  
各種補助金申請書の作成支援から採択までの一元管理、補助金制度情報の収集・発信  
〔補助金採択実績〕  
（国の補助金）事業再構築補助金5件、ものづくり補助金1件  
（県・市の補助金）11件

- 産学金連携支援  
信州大学繊維学部との産学金連携による技術支援〔平成24年連携開始以降、累計27先支援〕
- 農業従事者への経営支援  
当金庫農業アドバイザーを中心とした定例訪問活動  
融資商品「豊作」のアナウンス、「農業信用保証基金制度」の紹介

### 3. 経営改善・事業再生支援

#### \*外部専門機関等との連携支援

- 新潟県中小企業活性化協議会等の公的支援機関、新潟県よろず支援拠点事業等の専門家派遣事業の活用による経営支援  
新潟県中小企業活性化協議会との連携支援先 3先  
〔外部専門家紹介、経営改善計画策定・実行支援、バンクミーティング開催による金融機関調整（条件変更、資金調達への対応）〕  
よろず支援拠点、公益財団法人にいがた産業創造機構を活用した支援実績 19先 67回  
〔経営改善計画策定支援、アクションプラン実行支援、補助金申請支援、売上増加・利益率改善支援、販路拡大支援、人材の調達・育成支援、業務効率化支援、広告宣伝支援〕

### 4. 事業承継支援

#### \*安心・円滑な事業承継をサポート

円滑な事業承継の実現をサポートするために、中小企業基盤整備機構等の公的機関や地元の税理士事務所等と業務連携を締結し、事業承継の「準備期～実行期～成長・発展期」までの様々な場面に応じた支援体制を構築いたしました。また、地元の行政、商工会議所、地域金融機関の共催による「事業承継セミナー」を平成28年より毎年1～2回開催しています。

- 支援（活用）メニュー <外部専門機関・専門家等との連携支援>  
新潟県事業承継・引継ぎ支援センターの支援事業 5先 12回（事業承継・事業譲受の相談受付、課題解決支援、M&A仲介）

## Ⅲ. 地域の活性化に関する取組み状況

### 1. 「ふるさと絆プロジェクト2023」（地域貢献活動への取組み）

地域経済の活性化に貢献する取組みとして、平成24年度に当金庫ホームページに地域の郷土料理、特産品、お菓子、パン類、お米、味自慢の店、麺類、地酒、加工食品等、地域ならではの「食」に関わる「ふるさと自慢ネット」をスタートいたしました。（令和6年3月末現在登録掲載件数114件）

### 2. 情報提供活動

上越地域の中小企業の景況感等の情報発信として、平成23年9月より『景気動向調査』を実施し、令和6年3月末現在、地域への情報発信を50回行ってあります。

### ○経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

#### (1) 経営者保証に関する取組方針

#### 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインならびに当金庫独自の経営者保証ガイドライン促進制度（以下、「GL促進制度」という。）を融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ▶ お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性ならびにGL促進制度（※）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。  
（※） GL促進制度とは、「ガイドライン」が適用とならないお客さまにつきましても、当金庫が制定した一定条件を満たす場合には、経営者保証を付さずに融資等をご利用いただける制度です。
- ▶ 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ▶ 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ▶ お客さまから既存の保証の変更・解除等の申し入れがあった場合は、ガイドラインならびにGL促進制度に即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ▶ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求める必要がある場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ▶ また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ▶ お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

#### (2) 「経営者保証ガイドライン」への取組状況

	2022年度	2023年度
新規に無保証で融資した件数	1,003件	1,115件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	55.14%	64.05%
保証契約を解除した件数	38件	69件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0件	1件

## 貸借対照表

### ◆貸借対照表

(単位：百万円)

資 産	2022年度末 (令和5年3月31日)	2023年度末 (令和6年3月31日)	負債及び純資産	2022年度末 (令和5年3月31日)	2023年度末 (令和6年3月31日)
現金	2,542	2,636	預金積金	219,775	219,900
預け金	71,030	70,379	当座預金	7,711	7,068
買入金銭債権	182	628	普通預金	116,320	121,352
有価証券	83,265	82,910	貯蓄預金	718	690
国債	7,105	6,855	通知預金	—	—
地方債	3,009	695	定期預金	88,732	84,861
社債	36,290	40,161	定期積金	5,198	4,806
株式	26	29	その他の預金	1,093	1,121
その他の証券	36,833	35,168	その他負債	272	361
貸出金	72,385	72,105	未決済為替借	43	89
割引手形	346	381	未払費用	58	61
手形貸付	3,906	4,439	給付補填備金	0	0
証書貸付	62,584	61,689	未払法人税等	3	40
当座貸越	5,547	5,596	前受収益	30	31
その他資産	1,403	1,803	払戻未済金	4	6
未決済為替貸	21	52	払戻未済持分	3	0
信金中金出資金	1,011	1,311	職員預り金	77	77
前払費用	3	4	リース債務	—	—
未収収益	319	357	資産除去債務	30	31
その他の資産	46	77	その他の負債	21	22
有形固定資産	1,398	1,550	賞与引当金	69	65
建物	582	848	退職給付引当金	411	411
土地	428	428	役員退職慰労引当金	88	70
リース資産	—	—	睡眠預金払戻損失引当金	2	1
建設仮勘定	233	—	偶発損失引当金	115	112
その他の有形固定資産	153	272	繰延税金負債	—	—
無形固定資産	25	32	再評価に係る繰延税金負債	7	7
ソフトウェア	16	24	債務保証	368	332
その他の無形固定資産	8	8	負債の部合計	221,110	221,262
前払年金費用	—	—	出資金	728	722
繰延税金資産	91	106	普通出資金	728	722
債務保証見返	368	332	利益剰余金	10,043	10,227
貸倒引当金	△2,245	△2,084	利益準備金	732	728
(うち個別貸倒引当金)	△1,901	△1,758	その他利益剰余金	9,311	9,498
投資損失引当金	△0	△0	特別積立金	9,000	9,000
			当期末処分剰余金	311	498
			処分未済持分	△2	△6
			会員勘定合計	10,769	10,943
			その他有価証券評価差額金	△1,454	△1,827
			土地再評価差額金	20	20
			評価・換算差額等合計	△1,434	△1,807
			純資産の部合計	9,335	9,136
資産の部合計	230,445	230,398	負債及び純資産の部合計	230,445	230,398

※貸借対照表・注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 15～39年  
その他 2～60年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算、銀行取引停止処分等法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻先と同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権のうち、「債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額（以下、「非保全額」という。）」が関連先も含め一定金額以上となる債務者については、非保全額から「合理的に見積もられたキャッシュ・フローにより回収可能な部分」を除いた残額を計上しております。非保全額が一定金額未満の債務者については、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。  
上記以外の債務者（「正常先」「その他要注意先」「要管理先」）に係る債権のうち、「正常先」及び「その他要注意先」については主として今後1年間の、「要管理先」については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め算定しております。但し、当庫取引先の将来的な信用リスクは、コロナ禍の長期化や原材料価格高騰等の影響を受け、今後一層高まる事が予想される事から、地域経済や取引先事業に対する不透明感や不安要素が落ち着きを見せるまでの当面の間は、令和4年3月期の予想損失率を下限として設定する事としております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店（営業関連部署）並びに融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は301百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。  
過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理  
数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の

額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）  
年金資産の額 1,680,937百万円  
年金財政計算上の数理債務の額と  
最低責任準備金の額との合計額 1,770,192百万円  
差引額 △89,255百万円
- 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和5年3月分）  
0.1593%
- 補足説明  
上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円（及び基本金58,714百万円）であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金29百万円を費用処理しております。  
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記（2）の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額49百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額2,595百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 573百万円  
危険債権額 4,060百万円  
三月以上延滞債権額 0百万円  
貸出条件緩和債権額 283百万円  
合計額 4,916百万円  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。  
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。  
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。  
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は381百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

- 歳入代理店担保として 有価証券500百万円、公金収納事務取扱担保及び新潟県農業信用基金協会保証の負担金として現金10百万円を差し入れております。
- また、為替決済の取引の担保として預け金（定期預金）5,000百万円、当座貸越の根担保として預け金（定期預金）4,000百万円を差し入れております。
19. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、旧高田信用金庫は事業用土地の再評価を行っております。合併により当該再評価を引き継ぎ、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額7百万円を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額20百万円を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成14年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。  
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を7百万円上回っております。
20. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は120百万円であります。
21. 出資1口当たりの純資産額6,373円71銭
22. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針  
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク  
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金についても、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理  
当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理  
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。  
ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。  
日常的には資金部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理  
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理  
有価証券を含む市場運用商品の保有については、統合的リスク管理基本方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理要領に従い行われております。  
このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。  
これらの情報は資金部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報  
当金庫では、「預け金」、「有価証券」のうち債券及び投資信

- 託、「貸出金」、「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量及び有価証券の評価損益がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。  
当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和6年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で4,379百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理  
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。  
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
23. 金融商品の時価等に関する事項  
令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	70,379	70,987	607
(2) 買入金銭債権	628	626	△1
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	33,676	31,650	△2,025
その他有価証券	49,209	49,209	—
(4) 貸出金 (*1)	72,105		
貸倒引当金 (*2)	△2,084		
	70,020	70,647	626
金融資産計	223,914	223,121	△792
(1) 預金積金 (*1)	219,900	219,907	6
金融負債計	219,900	219,907	6

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。  
(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法  
金融資産

- (1) 預け金  
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。
- (2) 有価証券  
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。  
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24、25に記載しております。
- (3) 貸出金  
貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。  
①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）  
②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額  
③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

- (1) 預金積金  
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、

# 貸借対照表

その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利から求めたスポットレートを用いています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	24
組合出資金 (*2)	1,317
合 計	1,342

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。  
 (\*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	22,600	32,900	9,700	2,000
買入金銭債権	44	584	-	-
有価証券	2,398	20,980	25,914	35,329
満期保有目的の債券	229	7,536	5,000	20,909
その他有価証券	2,169	13,444	20,914	14,419
貸出金 (*)	12,629	19,609	16,556	17,201
合 計	37,971	74,073	52,171	54,530

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金 (*)	211,868	7,721	-	309
合 計	211,868	7,721	-	309

(\*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	120	120	0
	その他	6,843	7,017	173
	小 計	6,963	7,138	174
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	26,712	24,512	△2,200
	小 計	26,712	24,512	△2,200
合 計		33,676	31,650	△2,025

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5	5	0
	債券	10,078	9,774	304
	国債	4,321	4,048	272
	地方債	695	693	1
	社債	5,062	5,032	29
	その他	25	24	1
小 計	10,109	9,803	305	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	37,513	39,603	△2,089
	国債	2,534	2,898	△364
	地方債	-	-	-
	社債	34,979	36,705	△1,725
	その他	1,586	1,629	△43
小 計	39,100	41,233	△2,133	
合 計		49,209	51,037	△1,827

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	-	-	-
債券	302	4	-
国債	302	4	-
社債	-	-	-
その他	70	2	-
合 計	372	6	-

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの

契約に係る融資未実行残高は、12,402百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが6,217百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損算入限度超過額	554百万円
減価償却超過額	14百万円
資産除去債務	8百万円
減損損失否認償却超過額	156百万円
退職給付引当金	113百万円
その他	76百万円
繰延税金資産小計	924百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△818百万円
評価性引当額小計	△818百万円
繰延税金資産合計	106百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	0百万円
繰延税金負債合計	0百万円
繰延税金資産の純額	106百万円

# 損益計算書等

## ◆損益計算書

(単位：千円)

	2022年度 (自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)	2023年度 (自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)
経常収益	2,470,190	2,496,503
資金運用収益	2,145,015	2,213,038
貸出金利息	1,225,699	1,203,643
預け金利息	96,013	168,542
有価証券利息配当金	796,840	814,712
その他の受入利息	26,462	26,139
役務取引等収益	276,372	259,249
受入為替手数料	119,858	118,127
その他の役務収益	156,514	141,121
その他業務収益	34,175	20,039
外国為替売買益	-	-
国債等債券売却益	3,320	4,128
その他の業務収益	30,855	15,911
その他経常収益	14,627	4,176
貸倒引当金戻入益	-	-
償却債権取立益	4,068	1,405
株式等売却益	564	2,202
その他の経常収益	9,994	569
経常費用	2,293,605	2,263,721
資金調達費用	11,350	11,261
預金利息	10,735	10,745
給付補填備金繰入額	215	129
その他の支払利息	399	387
役務取引等費用	216,121	225,117
支払為替手数料	33,035	32,422
その他の役務費用	183,086	192,694
その他業務費用	969	105,107
外国為替売買損	-	-
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	855	-
国債等債券償却	-	105,080
その他の業務費用	114	27
経費	1,802,224	1,849,235
人件費	1,209,641	1,192,277
物件費	539,404	591,857
税金	53,179	65,100
その他経常費用	262,939	72,998
貸倒引当金繰入額	249,007	29,273
貸出金償却	8,788	36,904
株式等売却損	-	-
株式等償却	-	35
その他資産償却	37	30
その他の経常費用	5,105	6,755
経常利益	176,584	232,782
特別利益	28,106	1
固定資産処分益	2,539	-
その他の特別利益	25,566	1
特別損失	5,883	0
固定資産処分損	2,570	0
減損損失	3,312	-
税引前当期純利益	198,807	232,784
法人税、住民税及び事業税	7,113	49,600
法人税等調整額	△10,510	△14,383
法人税等合計	△3,397	35,217
当期純利益	202,204	197,566
繰越金(当期首残高)	109,569	300,784
土地再評価差額金取崩額	-	-
当期末処分剰余金	311,773	498,350

(注)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額136円27銭
- その他の経常収益には、睡眠預金の整理金99千円を含んでおります。
- その他の経常費用には、債権売却による損失41千円及び偶発損失引当金繰入5,358千円を含んでおります。

## ◆剰余金処分計算書

(単位：円)

科目	第100期	第101期
	2022年度末	2023年度末
当期末処分剰余金	311,773,703	498,350,552
特別積立金取崩額	-	-
利益準備金取崩額	3,500,500	5,935,000
剰余金処分額	14,490,163	14,418,984
普通出資に対する配当金	14,490,163	14,418,984
特別積立金	-	-
繰越金(当期末残高)	300,784,040	489,866,568

## ◆会計監査人による監査

令和4年度、令和5年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、会計監査人公認会計士 大原啓資氏、会計監査人公認会計士 渡邊修氏の監査を受けております。

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和6年6月24日

上越信用金庫

理事長 日馬 直一

◆預金科目別残高

(単位：百万円・%)

科 目	2022年度			2023年度		
	平均残高	残 高	構成比	平均残高	残 高	構成比
当 座 預 金	5,770	7,711	3.5	5,885	7,068	3.2
普 通 預 金	118,856	116,320	52.9	122,541	121,352	55.1
貯 蓄 預 金	735	718	0.3	699	690	0.3
通 知 預 金	—	—	—	—	—	—
別 段 預 金	881	1,048	0.4	910	1,091	0.5
納 税 準 備 預 金	45	44	0.0	40	29	0.0
定 期 預 金	91,572	88,732	40.3	86,873	84,861	38.5
(うち固定金利定期預金)	(91,562)	(88,722)	(40.3)	(86,863)	(84,851)	(38.5)
(うち変動金利定期預金)	(10)	(10)	(0.0)	(10)	(10)	(0.0)
定 期 積 金	5,367	5,198	2.3	4,895	4,806	2.1
讓 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
合 計	223,229	219,775	100.0	221,847	219,900	100.0

(注) 構成比は残高の構成比です。

◆預金・讓渡性預金残高

(単位：百万円・%)

区 分	2022年度		2023年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
流 動 性 預 金	124,751	56.7	129,111	58.7
うち有利息預金	110,871	50.4	116,032	52.7
定 期 性 預 金	93,930	42.7	89,668	40.7
うち固定金利定期預金	88,722	40.3	84,851	38.5
うち変動金利定期預金	10	0.0	10	0.0
そ の 他	1,093	0.4	1,121	0.5
計	219,775	100.0	219,900	100.0
讓 渡 性 預 金	—	—	—	—
合 計	219,775	100.0	219,900	100.0

◆預金・讓渡性預金平均残高

(単位：百万円・%)

区 分	2022年度		2023年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流 動 性 預 金	125,362	56.1	129,126	58.2
うち有利息預金	109,887	49.2	113,896	51.3
定 期 性 預 金	96,940	43.4	91,769	41.3
うち固定金利定期預金	91,562	41.0	86,863	39.1
うち変動金利定期預金	10	0.0	10	0.0
そ の 他	926	0.4	950	0.4
計	223,229	100.0	221,847	100.0
讓 渡 性 預 金	—	—	—	—
合 計	223,229	100.0	221,847	100.0

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金  
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金  
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金  
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

◆預金者別預金残高

(単位：百万円・%)

内 訳	2022年度		2023年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
個 人	178,256	81.1	178,117	80.9
法 人	33,917	15.4	35,379	16.0
金 融 機 関	131	0.0	191	0.0
公 金	7,469	3.3	6,212	2.8
合 計	219,775	100.0	219,900	100.0

◆会員・会員外別預金残高

(単位：百万円・%)

内 訳	2022年度		2023年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
会 員	77,206	35.1	78,328	55.3
会 員 外	142,568	64.8	141,572	64.3
合 計	219,775	100.0	219,900	100.0

## 貸出金業務等

### ◆貸出金科目別残高

(単位：百万円・%)

科 目	2022年度			2023年度		
	平均残高	残 高	構成比	平均残高	残 高	構成比
割 引 手 形	462	346	0.4	403	381	0.5
手 形 貸 付	3,955	3,906	5.3	3,945	4,439	6.1
証 書 貸 付	62,810	62,584	86.4	62,450	61,689	85.5
当 座 貸 越	5,208	5,547	7.6	5,530	5,596	7.7
合 計	72,437	72,385	100.0	72,330	72,105	100.0
	うち固定金利	51,691	71.4	うち固定金利	51,181	70.9
	うち変動金利	20,694	28.5	うち変動金利	20,924	29.0

(注) 構成比は残高の構成比です。

### ◆貸出金業種別残高

(単位：百万円・%)

業 種 区 分	2022年度			2023年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	144	4,732	6.5	138	4,469	6.1
農 業、林 業	24	259	0.3	23	241	0.3
漁 業	1	5	0.0	1	0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	414	7,077	9.7	399	6,752	9.3
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	8	503	0.6	6	585	0.8
運 輸 業、郵 便 業	24	683	0.9	22	673	0.9
卸 売 業、小 売 業	261	6,186	8.5	250	5,957	8.2
金 融 業・保 険 業	16	9,365	12.9	14	9,912	13.7
不 動 産 業	138	4,502	6.2	131	4,683	6.4
物 品 賃 貸 業	5	270	0.3	3	231	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	20	268	0.3	19	259	0.3
宿 泊 業	14	837	1.1	12	821	1.1
飲 食 業	137	1,578	2.1	144	1,100	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	73	810	1.1	71	687	0.9
教 育、学 習 支 援 業	9	503	0.6	11	698	0.9
医 療、福 祉	57	2,127	2.9	57	2,292	3.1
そ の 他 の サ ー ビ ス	210	2,800	3.8	208	2,826	3.9
小 計	1,555	42,511	58.7	1,509	42,194	58.5
地 方 公 共 団 体	3	5,629	7.7	3	6,421	8.9
個 人	5,830	24,243	33.4	5,608	23,489	32.5
合 計	7,388	72,385	100.0	7,120	72,105	100.0

※業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。(注) 構成比は残高の構成比です。

### ◆会員・会員外別貸出金残高

(単位：百万円・%)

内 訳	2022年度		2023年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
会 員	53,678	74.1	52,112	72.2
会 員 外	18,706	25.8	19,993	27.7
合 計	72,385	100.0	72,105	100.0

### ◆使途別貸出金残高

(単位：百万円・%)

内 訳	2022年度		2023年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	33,550	46.3	29,992	41.5
運 転 資 金	38,834	53.6	42,112	58.4
合 計	72,385	100.0	72,105	100.0

### ◆貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

内 訳	2022年度	2023年度
当金庫預金積金	856	953
有 価 証 券	19	12
動 産	—	—
不 動 産	15,625	14,749
そ の 他	—	—
小 計	16,500	15,715
信用保証協会・信用保険	22,093	21,089
保 証	5,112	4,652
信 用	28,678	30,647
合 計	72,385	72,105

### ◆債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

内 訳	2022年度	2023年度
当金庫預金積金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	132	122
そ の 他	—	—
小 計	132	122
信用保証協会・信用保険	—	—
保 証	36	32
信 用	199	177
合 計	368	332



## 有価証券等

### ◆商品有価証券

当金庫では該当ございません。

### ◆有価証券の種類別残高・平均残高

(単位：百万円)

区 分		2022年度		2023年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	7,105	6,957	6,855	6,963
	合計	7,105	6,957	6,855	6,963
地 方 債	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	3,009	3,246	695	1,937
	合計	3,009	3,246	695	1,937
政府保証債	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	3,666	6,104	528	2,067
	合計	3,666	6,104	528	2,067
公社公団債	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	-	-	98	99
	合計	-	-	98	99
金 融 債	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	193	199	987	616
	合計	193	199	987	616
事 業 債	満期保有目的	120	114	120	120
	その他の目的	32,310	32,894	38,427	37,828
	合計	32,430	33,008	38,547	37,948
株 式	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	26	26	29	26
	合計	26	26	29	26
外 国 証 券	満期保有目的	35,375	35,428	33,556	34,507
	その他の目的	1,184	1,165	1,246	1,267
	合計	36,559	36,593	34,802	35,774
その他の証券	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	273	327	365	336
	合計	273	327	365	336
合 計	満期保有目的	35,495	35,543	33,676	34,690
	その他の目的	47,769	50,921	49,233	51,080
	合計	83,265	86,465	82,910	85,770

### ◆有価証券の残存期間別残高

【2022年度】

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	-	-	-	-	1,112	5,992	-	7,105
地 方 債	2,308	-	-	-	700	-	-	3,009
社 債	3,635	3,254	4,026	3,075	6,323	15,103	870	36,290
株 式	-	-	-	-	-	-	26	26
外 国 証 券	2,399	2,299	3,364	3,300	3,100	20,910	-	35,375
その他の証券	-	-	273	-	-	-	-	273

【2023年度】

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	-	-	-	-	3,254	3,601	-	6,855
地 方 債	-	-	-	-	695	-	-	695
社 債	1,298	4,378	5,511	4,600	9,009	14,484	878	40,161
株 式	-	-	-	-	-	-	29	29
外 国 証 券	199	4,446	3,000	2,200	2,800	20,909	1,246	34,802
その他の証券	-	280	30	-	-	-	55	365

## 有価証券等

### ◆有価証券の時価情報

・売買目的有価証券は該当ございません。

・満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2022年度			2023年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	120	120	0	120	120	0
	そ の 他	7,160	7,328	167	6,843	7,017	173
	小 計	7,280	7,449	168	6,963	7,138	174
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	28,214	26,123	△2,090	26,712	24,512	△2,200
	小 計	28,214	26,123	△2,090	26,712	24,512	△2,200
合 計		35,495	33,572	△1,922	33,676	31,650	△2,025

(注) 1. 時価は期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券です。  
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は該当ございません。

・その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2022年度			2023年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-	5	5	0
	債 券	13,656	13,211	444	10,078	9,774	304
	国 債	4,445	4,053	392	4,321	4,048	272
	地 方 債	3,009	2,993	15	695	693	1
	社 債	6,201	6,164	36	5,062	5,032	29
	そ の 他	-	-	-	25	24	1
	小 計	13,656	13,211	444	10,109	9,803	305
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-	-	-	-	-
	債 券	32,628	34,416	△1,788	37,513	39,603	△2,089
	国 債	2,659	2,898	△238	2,534	2,898	△364
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	29,969	31,518	△1,549	34,979	36,705	△1,725
	そ の 他	1,458	1,569	△110	1,586	1,629	△43
	小 計	34,087	35,985	△1,898	39,100	41,233	△2,133
合 計		47,743	49,197	△1,454	49,209	51,037	△1,827

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、投資信託です。  
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含まれておりません。

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額	
	2022年度	2023年度
非 上 場 株 式	26	24
そ の 他 の 証 券	-	-
合 計	26	24

### ◆金銭の信託の時価情報

・当金庫では該当ございません。

### ◆デリバティブ取引等の時価情報

・当金庫では該当ございません。

◆信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)		保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)	
				担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)			
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2022年度	613	613	310	303	100.00	100.00	
	2023年度	573	573	337	235	100.00	100.00	
危険債権	2022年度	3,992	3,714	2,320	1,393	93.04	83.38	
	2023年度	4,060	3,752	2,429	1,323	92.42	81.13	
要管理債権	2022年度	292	174	145	29	59.80	19.90	
	2023年度	283	186	157	28	65.64	22.52	
	三月以上延滞債権	2022年度	0	0	0	0	0.00	0.00
		2023年度	0	0	0	0	0.00	0.00
	貸出条件緩和債権	2022年度	292	174	145	29	59.80	19.90
		2023年度	283	186	157	28	65.64	22.52
小 計 ( A )	2022年度	4,898	4,503	2,776	1,726	91.93	81.37	
	2023年度	4,916	4,511	2,925	1,586	91.76	79.66	
正常債権 ( B )	2022年度	67,905						
	2023年度	67,583						
総与信残高 ( A ) + ( B )	2022年度	72,804						
	2023年度	72,500						

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

◆不良債権比率

区 分	2022年度	2023年度
金融再生法上の不良債権/債権額合計 (%)	6.72	6.78

◆貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2022年度	330	344	-	330	344
	2023年度	344	325	-	344	325
個別貸倒引当金	2022年度	1,729	1,901	63	1,666	1,901
	2023年度	1,901	1,758	190	1,710	1,758
合 計	2022年度	2,060	2,245	63	1,996	2,245
	2023年度	2,245	2,084	190	2,055	2,084

◆貸出金償却額

(単位：千円)

区 分	2022年度	2023年度
貸出金償却	8,788	36,904

## ◆当金庫の自己資本の充実の状況等について ～定性的な事項～

### 1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

#### ・普通出資

①発行主体：上越信用金庫

②コア資本に係る基礎項目の額に参入された額：722百万円

令和5年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客様からお預りしている出資金が該当します。

### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが特定分野に集中することなく、リスクの分散を図っております。（さらに、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も減速しており、ほとんど依存しておりません。）

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとの収支計画に基づく業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

### 3. 信用リスクに関する事項

#### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理の徹底を図っております。

また、信用リスクの評価については、信用リスクの計量化を行うとともに、信用格付制度の構築の為、インフラの整備を進めているところです。

信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会、理事会に報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産自己査定規程」及び「貸倒償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分毎に計算された貸倒実績率により算定するとともに、その結果については、監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

#### (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・(株)格付投資情報センター (R&I)
- ・(株)日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

### 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から取引先の倒産や財務状況の悪化などにより被る損失（信用コスト）を軽減するため、お取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。但し、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

パーゼルⅢに定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として地方公共団体保証、しんきん保証基金等保証会社、その他未担保預金等が該当します。そのうち地方公共団体保証は政府保証と同様に、また、しんきん保証基金等は適格格付機関が付与する格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることのないようリスク分散に努めております。

### 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、該当ありません。

### 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

#### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

購入にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」及び「資金運用基準」に則って取扱っております。

リスクの認識については、市場動向、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会、常勤理事会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。

#### (2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

#### (3) 証券化取引に関する会計方針

当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

#### (4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・(株)格付投資情報センター (R&I)
- ・(株)日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

### 7. オペレーショナル・リスクに関する項目

#### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「オペレーショナル・リスク管理規程」に基づき、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務規程・要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

現状、一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

## 自己資本の充実の状況（定性的な事項）

### (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

## 8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続手法

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託については、時価評価及び予想損失額（20%下落）によるリスク計測によって把握するとともに、金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、リスク管理担当役員に報告するとともに、定期的にALM委員会、リスク管理委員会及び常勤理事会へ報告しております。

非上場株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金については、当金庫が定める「資金運用規程」及び「資金運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

## 9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

①リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え及び範囲に関する説明

金利リスクとは、金利が変化することによる資産と負債の経済価値の変化が資本に及ぼす影響や、金利上昇を起因とする有価証券の評価損失の資本への影響、低金利継続や期間ミスマッチ等を原因とした利息収入減少への影響が考えられます。当金庫ではこれらの影響を金利リスクととらえ、金利変化による資本への経済価値の影響、有価証券評価損失の資本に対する影響、将来利息収入減少の影響が一定以下になるようにリスク管理を行っております。

②リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

△EVE、100BPV、VaRを用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。将来収入への影響については、△NIIやNIIを用いています。影響が自己資本の一定範囲を超える場合や利息収入の減少が想定される場合には、ALM委員会が金利リスクの削減や運用ポジションの検討を行っています。

③金利リスク計測の頻度

有価証券の評価損益の計測は日々、それ以外の計測は月次で行っています。報告は毎月ALM委員会で行っていますが、市況急変時にはALM委員会を臨時開催し、金利リスク削減の検討を行います。

④ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

デリバティブ取引（国債先物や金利スワップ取引等）などによる金利削減取引は行っておりません。金利リスクを削減する場合には、当該ポジションを売却することによりリスク量を削減します。

### (2) 金利リスクの算定手法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ）並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.5年です。

(c) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算し、通貨間の相関等は考慮していません。また、資産または負債に占める割合が5%未満かつ重要性がないと判断した通貨については計測対象外としています。

(f) スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等）

割引金利にスプレッドは含めていますが、△EVE/△NII計算時にはスプレッド変動は考慮していません。

(g) 内部モデルの使用等、△EVEと△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

(h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

前年度と同様の方法で算出しております。

(i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

重要性テスト結果と監督上の基準値と比較することで、金利リスクの水準を認識しています。

②当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

(a) 金利ショックに関する説明

1%金利上昇（100BPV）の採用（△EVEの場合、円金利のショック幅は同じですが、外貨金利の場合にはショック幅は異なります）、VaRを採用しています。

(b) 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIと大きく異なる点）

VaRを用いることで金利リスク測定時の市況変化を反映させた金利リスク量を測定しています。VaRでは金利以外に株価や為替リスクの影響も考慮しています。なお、VaRは統計的手法を用いたリスク計算手法であり、過去の市況変化が小さいときにはリスクが過小評価されるなどの問題が指摘されています。当金庫では、バックテストの実施や100BPV等をストレステストとして用いることでこのようなVaRの問題点を解決しています。

## 自己資本の充実の状況（定量的な事項）

### 1. 自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、％）

項 目	2022年度	2023年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	10,755	10,929
うち、出資金及び資本剰余金の額	728	722
うち、利益剰余金の額	10,043	10,227
うち、外部流出予定額（△）	14	14
うち、上記以外に該当するものの額	△2	△6
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	344	325
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	344	325
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	11,100	11,254
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	25	32
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	25	32
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	25	32
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	11,075	11,222
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	76,315	77,952
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△5,613	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△5,641	△4,215
うち、上記以外に該当するものの額	27	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,272	4,283
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	80,587	82,236
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	13.74	13.64

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。  
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

# 自己資本の充実の状況 (定量的な事項)

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

	2022年度		2023年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット 所要自己資本の額の合計※1	76,315	3,052	77,952	3,118
①標準的手法が適用される ポートフォリオごとの エクスポージャー※2	80,463	3,218	80,607	3,224
ソブリン向け	90	3	100	4
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	19,090	763	19,273	770
法人等向け	28,323	1,132	30,241	1,209
中小企業等向け及び個人向け	12,879	515	12,078	483
抵当権付住宅ローン	1,861	74	1,700	68
不動産取得等事業向け	4,346	173	4,696	187
3ヵ月以上延滞等	191	7	208	8
取立未済手形	4	0	10	0
信用保証協会等による保証付	440	17	437	17
出資等	32	1	35	1
上記以外	13,202	528	11,823	472
他の金融機関等の対象資本調達 手段のうち対象普通出資等 に該当するもの以外のものに 係るエクスポージャー	9,903	396	7,528	301
信用金庫連合会の対象普通出資 等であってコア資本に係る調整 項目の額に算入されなかった部分 に係るエクスポージャー	1,011	40	1,594	63
特定項目のうち調整項目 に算入されない部分に係る エクスポージャー	229	9	265	10
上記以外のエクスポージャー	2,058	82	2,434	97
②証券化エクスポージャー※3	-	-	-	-
③-1. 複数の資産を裏付とする 資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
③-2. リスク・ウェイト のみなし計算が適用され るエクスポージャー	1,465	58	1,561	62
ルック・スルー方式	1,465	58	1,561	62
マニフェスト方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額	27	1	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達 手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセット の額に算入されなかったものの額	△5,641	△225	△4,215	△168
⑥CVAリスク相当額を 8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エ クスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	4,272	170	4,283	171
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	80,587	3,223	82,236	3,289

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>  

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 3. 信用リスクに関する事項

(証券化エクスポージャーを除く)

### イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位: 百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
	2022年度		2023年度		2022年度		2023年度	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
国 内	202,565	203,017	72,456	72,250	53,642	53,605	348	249
国 外	29,662	29,645	-	-	29,662	29,645	-	-
地域別合計	232,228	232,663	72,456	72,250	83,305	83,251	348	249
製造業	11,280	11,803	4,963	4,683	6,317	7,120	19	28
農業、林業	285	267	285	267	-	-	-	-
漁業	9	11	9	11	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	7,921	7,782	7,821	7,481	100	300	7	19
電気・ガス・熱供給・水道業	14,860	16,658	-	-	14,860	16,658	-	-
情報通信業	921	1,004	503	586	400	400	-	-
運輸業、郵便業	1,186	1,880	684	673	500	1,201	11	11
卸売業、小売業	7,875	7,727	6,469	6,222	1,405	1,505	28	26
金融業、保険業	120,418	121,492	9,379	9,927	39,006	39,603	-	-
不動産業	7,247	7,751	4,736	4,944	2,501	2,797	34	-
物品賃貸業	3,897	4,448	291	242	3,603	4,203	-	-
学術研究、朝・技術サービス業	289	282	289	282	-	-	-	-
宿泊業	840	822	837	822	-	-	-	-
飲食業	1,733	1,389	1,733	1,389	-	-	142	34
生活関連サービス業、娯楽業	1,123	1,048	1,123	1,047	-	-	18	6
教育、学習支援業	512	706	512	706	-	-	-	-
医療、福祉	2,408	2,541	2,408	2,541	-	-	1	-
その他のサービス	3,530	3,775	3,102	3,147	427	627	10	9
国・地方公共団体等	19,945	15,437	5,635	6,427	14,181	8,831	-	-
個人	21,599	20,790	21,599	20,790	-	-	75	113
その他	4,341	5,039	68	54	-	-	-	-
業種別合計	232,228	232,663	72,456	72,250	83,305	83,251	348	249
1年以下	47,421	36,894	12,675	12,698	8,333	1,400	-	-
1年超3年以下	48,998	49,261	12,843	11,321	5,555	8,856	-	-
3年超5年以下	18,712	19,873	8,477	8,509	7,435	8,463	-	-
5年超7年以下	12,727	13,616	6,259	6,687	6,467	6,929	-	-
7年超10年以下	23,568	37,215	8,546	9,944	11,339	15,771	-	-
10年超	63,075	60,157	17,806	17,231	43,269	40,926	-	-
期間の定めのないもの	17,723	15,644	5,847	5,857	904	904	-	-
残存期間別合計	232,228	232,663	72,456	72,250	83,305	83,251	-	-

- (注) 1. 信用リスクエクスポージャーに係るデリバティブ取引はありません。  
 2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。  
 4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

18ページに記載してありますのでご覧ください。

# 自己資本の充実の状況 (定量的な事項)

## 八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位: 百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
製造業	184	189	15	△3	10	3	174	186	189	183	10	-
農業、林業	3	1	△1	△1	-	-	3	1	1	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	513	453	△40	24	20	56	493	396	453	421	-	29
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	4	4	△0	1	-	-	4	4	4	5	-	-
卸売業、小売業	300	393	93	8	-	40	300	352	393	361	-	40
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	83	82	△1	△5	-	-	83	82	82	77	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	7	1	△5	3	-	-	7	1	1	4	-	-
宿泊業	205	251	46	39	-	-	205	251	251	290	-	-
飲食業	125	122	5	16	8	112	117	9	122	26	8	112
生活関連サービス業、娯楽業	40	43	2	0	0	4	40	38	43	38	0	4
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	40	161	132	△6	11	0	28	161	161	155	11	0
その他のサービス業	48	28	△9	4	9	7	38	21	28	25	0	3
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	171	168	8	2	11	1	159	166	168	169	11	1
合計	1,729	1,901	244	85	72	227	1,657	1,673	1,901	1,758	42	192

## 二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2022年度		2023年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	34,259	-	28,526
10%	-	5,304	-	5,378
20%	4,909	107,003	9,727	106,946
35%	500	6,616	500	6,116
50%	26,084	337	26,464	317
75%	-	23,909	-	23,049
100%	1,704	18,673	2,005	19,612
150%	-	124	-	131
200%	-	-	-	-
250%	-	3,103	-	3,117
合計		232,532		231,893

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しております。

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	862	909	24,790	23,722	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位: 百万円)

	2022年度	2023年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
クロス再構築コストの額の合計額	-	-
クロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を実施する前の与信相当額を差し引いた額	-	-

(単位: 百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を実施する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を実施した後の与信相当額	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
①派生商品取引合計	-	-	-	-
(i)外国為替関連取引	-	-	-	-
(ii)金利関連取引	-	-	-	-
(iii)金関連取引	-	-	-	-
(iv)株式関連取引	-	-	-	-
(v)貴金属 (金を除く) 関連取引	-	-	-	-
(vi)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

### イ. オリジネーターの場合 ロ. 投資家の場合

・該当ございません。 ・該当ございません。

## 7. 出資等エクスポージャーに関する事項

### イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位: 百万円)

区分	2022年度		2023年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	-	-	5	5
非上場株式等	1,044	1,044	1,342	1,342
合計	1,044	1,044	1,347	1,347

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額  
・該当ございません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額  
・該当ございません。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額  
・該当ございません。

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位: 百万円)

	2022年度	2023年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	1,489	1,557
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	-	-

## 9. 金利リスクに関する事項

(単位: 百万円)

IRRBB1: 金利リスク				
項目	イ		ロ	
	△EVE	△NII	△EVE	△NII
	当期末	前期末	当期末	前期末
1 上方パラレルシフト	9,142	8,534	-	-
2 下方パラレルシフト	-	-	18	3
3 スティープ化				
4 フラット化				
5 短期金利上昇				
6 短期金利低下				
7 最大値	9,142	8,534	18	3
	ホ		ヘ	
	当期末		前期末	
8 自己資本の額	11,222		11,075	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。



## 経営分析

### ◆主な経営指標の推移

(単位：千円、残高欄は単位：百万円)

項目		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利益	経常収益	2,580,617	2,460,876	2,505,637	2,470,190	2,496,503
	経常利益 (△経常損失)	104,651	△683,112	212,831	176,584	232,782
	当期純利益 (△当期純損失)	110,898	△780,235	217,640	202,204	197,566
残高	出資総額	748	738	732	728	722
	出資総口数(口)	1,496,350	1,477,704	1,464,317	1,457,316	1,445,446
	純資産額	11,831	11,113	10,800	9,335	9,136
	総資産額	224,851	228,003	232,668	230,445	230,398
	預金積金残高	210,894	215,179	220,401	219,775	219,900
	貸出金残高	70,699	72,586	72,792	72,385	72,105
	有価証券残高	84,247	86,643	85,829	83,265	82,910
その他	単体自己資本比率(%)	13.11	12.95	13.01	13.74	13.64
	出資に対する配当金 (出資1口当たり)(円)	14,843	14,648	14,532	14,490	14,418
		9	9	9	9	9
	職員数(名)	181	180	167	161	147
	男子職員数	107	104	95	94	82
	女子職員数	74	76	72	67	65

- (注) 1. 残高計数は期末現在のものです。  
2. 自己資本比率は国内基準により算出しております。  
3. 令和6年3月末の配当率は年2%とさせていただきます。  
4. 職員数は、嘱託を含みパートを除いた数です。

### ◆主な利益率

(単位：%)

区分	2022年度	2023年度
総資産経常利益率	0.07	0.09
総資産当期純利益率	0.08	0.08

(注) 総資産利益率とは、経常利益や当期純利益の総資産(債務保証見返を除く)平均残高に対する比率です。

### ◆利 鞘

(単位：%)

項目	2022年度	2023年度
資金運用利回り	0.92	0.95
資金調達原価率	0.79	0.81
総資金利鞘	0.13	0.14

(注) 総資金利鞘とは、資金運用勘定の利回りから資金調達原価率を差引いたものです。

### ◆預貸率の期末値・期中平均値

(単位：%)

区分	2022年度		2023年度	
	期末値	平均値	期末値	平均値
預貸率	32.93	32.44	32.79	32.60

(注) 預貸率とは、預金に対する貸出金の比率です。

### ◆預証率の期末値・期中平均値

(単位：%)

区分	2022年度		2023年度	
	期末値	平均値	期末値	平均値
預証率	37.88	38.73	37.70	38.66

(注) 預証率とは、預金に対する有価証券の比率です。

### ◆役職員一人当たり・一店舗当たり 預金貸出金残高

(単位：百万円)

区分	2022年度	2023年度	
役職員一人当たり	預金残高	1,316	1,437
	貸出金残高	433	471
一店舗当たり	預金残高	14,651	15,707
	貸出金残高	4,825	5,150

### ◆業務純益・業務粗利益

(単位：千円)

項目	2022年度	2023年度
業務純益	446,325	367,322
実質業務純益	460,051	348,486
コア業務純益	457,587	449,438
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	457,587	449,438
業務粗利益	2,227,121	2,150,840
資金利益	2,133,664	2,201,776
役員取引等利益	60,251	34,131
その他業務利益	33,205	△85,067
業務粗利益率(%)	0.95	0.93

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)  
業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。  
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額  
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。  
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益  
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。  
4. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

◆資金運用・役務取引等・その他業務収支

(単位：千円)

項目	2022年度	2023年度
資金運用収支	2,133,664	2,201,776
資金運用収益	2,145,015	2,213,038
貸出金利息	1,225,699	1,203,643
預け金利息	96,013	168,542
有価証券利息配当金	796,840	814,712
その他の受入利息	26,462	26,139
資金調達費用	11,350	11,261
預金利息	10,950	10,874
借用金利息	-	-
その他の支払利息	399	387
役務取引等収支	60,251	34,131
役務取引等収益	276,372	259,249
受入為替手数料	119,858	118,127
その他の受入手数料	156,514	141,121
役務取引等費用	216,121	225,117
支払為替手数料	33,035	32,422
その他の支払手数料	2,547	2,812
その他の役務取引等費用	180,538	189,881
その他の業務収支	33,205	△85,067
その他業務収益	34,175	20,039
外国為替売買益	-	-
国債等債券売却益	3,320	4,128
その他の業務収益	30,855	15,911
その他業務費用	969	105,107
外国為替売買損	-	-
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	855	-
国債等債券償却	-	105,080
その他の業務費用	114	27

◆受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

項目	2022年度		2023年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
受取利息 (資金運用勘定利息計)	2,145,015	△53,312	2,213,038	68,022
支払利息 (資金調達勘定利息計)	11,350	△447	11,261	△89

◆資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

(単位：百万円・%)

項目	2022年度			2023年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	232,545	2,145	0.92	230,821	2,213	0.95
うち貸出金	72,437	1,225	1.69	72,330	1,203	1.66
うち預け金	72,423	96	0.13	71,470	168	0.23
うち有価証券	86,465	796	0.92	85,770	814	0.94
資金調達勘定	223,309	11	0.00	221,924	11	0.00
うち預金積金	223,229	10	0.00	221,847	10	0.00

◆会員数

(単位：人)

区分	2022年度末	2023年度末
会員数	16,681	16,364
個人	14,954	14,642
法人	1,727	1,722

◆報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	88

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。(期中に退任した者を含む)

2. 上記の内訳は、「基本報酬」71百万円、「賞与」0百万円、「退職慰労金」16百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

## 店舗のご案内

### ◆店舗とキャッシュコーナーのご案内

令和6年6月末現在

店舗名・店舗コード (金融機関コード1376)	所在地	電話・FAX	窓口営業時間	キャッシュコーナーご利用時間				
				平日	土曜日	日曜・祝日		
上越市	本店	001	942-0001 上越市中央1丁目11番1号	電話 025(546)7600 FAX 025(544)7863	9:00~15:00	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	柿崎支店	003	949-3216 上越市柿崎区柿崎6221番地11	電話 025(536)2228 FAX 025(536)2557	9:00~15:00	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	大潟支店	004	949-3112 上越市大潟区土底浜3025番地	電話 025(534)2724 FAX 025(534)4113	9:00~11:30 12:30~15:00	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	はれまち支店	005	943-0821 上越市土橋2565番地	電話 025(524)4125 FAX 025(525)3454	9:00~15:00	8:00~21:00	8:30~19:00	9:00~19:00
	名立支店	006	949-1602 上越市名立区名立大町365番地1 名立区総合事務所内	電話 025(537)2311 FAX 025(537)2357	9:00~12:00 13:00~15:00	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	浦川原支店	007	942-0306 上越市浦川原区有島69番地2	電話 025(599)2016 FAX 025(599)2143	9:00~11:30 12:30~15:00	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	有田支店	008	942-0061 上越市春日新田2丁目5番27号	電話 025(543)1122 FAX 025(544)4091	9:00~15:00	8:00~21:00	8:30~19:00	9:00~19:00
	五智支店	009	942-0084 上越市五智新町10番18号	電話 025(543)5222 FAX 025(543)4696	9:00~11:30 12:30~15:00	8:00~21:00	8:30~19:00	9:00~19:00
	昭和町支店	011	943-0893 上越市大貫4丁目6番3号	電話 025(522)3655 FAX 025(522)0527	9:00~11:30 12:30~15:00	8:00~21:00	8:30~19:00	9:00~19:00
	高田中央支店	014	943-0832 上越市本町3丁目1番9号	電話 025(523)2117 FAX 025(525)6202	9:00~15:00	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	稲田支店	015	943-0154 上越市稲田3丁目6番1号	電話 025(524)3515 FAX 025(525)7501	9:00~11:30 12:30~15:00	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	南支店	017	943-0841 上越市南本町3丁目8番9号	電話 025(524)2311 FAX 025(525)6204	9:00~11:30 12:30~15:00	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	大学前支店	021	943-0807 上越市春日山町2丁目6番6号	電話 025(522)4822 FAX 025(525)9576	9:00~11:30 12:30~15:00	8:00~21:00	8:30~19:00	9:00~19:00
糸魚川市	能生支店	010	949-1352 糸魚川市大字能生2482番地1	電話 025(566)4141 FAX 025(566)2971	9:00~11:30 12:30~15:00	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00

※名立支店は12時~13時までの間、窓口を休業させていただきます。

※大潟支店、浦川原支店、五智支店、昭和町支店、稲田支店、南支店、大学前支店、能生支店は、11時30分~12時30分までの間、窓口を休業させていただきます。

### ◆店舗外キャッシュコーナーのご案内

設置場所	キャッシュコーナーご利用時間		
	平日	土曜日	日曜・祝日
エルマール	10:00~19:00	10:00~19:00	10:00~19:00
イオン上越店			

### ◆その他

施設名	所在地	電話・FAX	営業時間
相談テラス「Jimotto」	943-0821 上越市土橋2565番地	電話 025(520)8115 FAX 025(525)7500	9:00~11:30 12:30~17:00

# 役員紹介・組織図

## ◆役員紹介

理事長 (代表理事)	日馬直一	非常勤理事	井部俊一 (*1)
専務理事 (代表理事)	岩崎幹男	非常勤理事	白川宏 (*1)
常務理事 (代表理事)	井上正夫	非常勤理事	吉田巧 (*1)
常勤理事	渡邊雅則	常勤監事	平岡利昭
常勤理事	土肥宏之	非常勤監事	上田滋之
非常勤理事	中村久人 (*1)	非常勤監事	笹井隆夫 (*2)

(令和6年6月末現在)

- ※1 非常勤理事 中村久人、井部俊一、白川宏、吉田巧は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
- ※2 非常勤監事 笹井隆夫は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

◆ 会計監査人の氏名  
公認会計士 渡邊 修 氏 (令和6年6月末現在)

## ◆組織図

